

立川市及び国立市公共下水道事業の事務の委託に関する規約の改正について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 11 月 30 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定による。

## 立川市及び国立市公共下水道事業の事務の委託に関する規約の改正について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 2 項の規定により、立川市及び国立市公共下水道事業の事務の委託に関する規約を次のとおり改正する。

立川市及び国立市公共下水道事業の事務の委託に関する規約の一部を改正する規約

立川市及び国立市公共下水道事業の事務の委託に関する規約（昭和57年東京都知事受理）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(委託事務の範囲)</p> <p>第1条 立川市（以下「甲」という。）と国立市（以下「乙」という。）とにおいて、甲は、立川市公共下水道事業に関する事務のうち <u>国立南部第8処理分区の区域の下水を多摩川流域下水道北多摩二号幹線へ流入させるための施設</u>（以下「乙の建設施設」という。）の建設及び維持管理に関する事務（以下「甲の委託事務」という。）の執行及び管理を乙に委託し、乙は、国立市公共下水道事業に関する事務のうち青柳処理分区の区域から排除される下水（以下「乙の下水」という。）を <u>多摩川流域下水道北多摩二号水再生センターへ送水する施設</u>（<u>多摩川流域下水道北多摩二号処理区への公共下水道錦町処理区の編入以前に乙の下水を処理するために建設した施設を含む。</u>以下「甲の建設施設」という。）の建設及び乙の <u>下水送水</u>に関する事務（以下「乙の委託事務」という。）の執行及び管理を甲に委託する。</p> <p>(収入及び支出の清算)</p> <p>第5条 ……略……</p> <p>2 前項に規定する清算は、甲の建設施設及び乙の建設施設の建設に要した経費については当該工事の完了した年度の終了後、乙の建設施設の維持管理及び乙の <u>下水送水</u>に要した経費については毎年度終了後速やかに行うものとする。</p>	<p>(委託事務の範囲)</p> <p>第1条 立川市（以下「甲」という。）と国立市（以下「乙」という。）とにおいて、甲は、立川市公共下水道事業に関する事務のうち <u>羽衣低段排水区の区域の下水を多摩川流域下水道北多摩2号幹線へ流入させるための施設</u>（以下「乙の建設施設」という。）の建設及び維持管理に関する事務（以下「甲の委託事務」という。）の執行及び管理を乙に委託し、乙は、国立市公共下水道事業に関する事務のうち青柳処理分区の区域から排除される下水（以下「乙の下水」という。）を <u>処理する施設</u>（以下「甲の建設施設」という。）の建設及び乙の <u>下水処理</u>に関する事務（以下「乙の委託事務」という。）の執行及び管理を甲に委託する。</p> <p>(収入及び支出の清算)</p> <p>第5条 ……略……</p> <p>2 前項に規定する清算は、甲の建設施設及び乙の建設施設の建設に要した経費については当該工事の完了した年度の終了後、乙の建設施設の維持管理及び乙の <u>下水処理</u>に要した経費については毎年度終了後速やかに行うものとする。</p>

附 則

この規約は、東京都知事に届け出て受理された日から施行する。

